

薬生食監発 0531 第 4 号
令和 3 年 5 月 31 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

消費者庁及び消費者委員会の発足に伴う食中毒患者等
の発生等に関する情報の報告について（改正）

標記については、平成 21 年 8 月 26 日付け食安監発 0826 第 1 号（厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）により通知したところですが、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）により、新たに食品等の自主回収報告制度（食品等リコール報告制度）が創設されました。

本制度の導入に伴い、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣に報告する事案が消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく内閣総理大臣への通知の対象となります。

については、都道府県等における本制度への対応を下記のとおり整理し、別添のとおり標記通知を改正しましたので、ご了知の上、ご対応方お願いします。なお、改正の条文は、令和 3 年 6 月 1 日施行時点の食品衛生法の条文としています。

記

【食品衛生法第 58 条に基づく自主回収報告について】

食品衛生法第 58 条第 2 項に基づき厚生労働大臣に報告しなければならない報告については、消費者安全法第 12 条第 3 項第 1 号ロの規定により、内閣総理大臣への通知義務は負わない。なお、当該事案のうち消費者安全法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき内閣総理大臣への通知が必要となるものについては、厚生労働大臣から通知する。

食安監発 0826 第 1 号
平成 21 年 8 月 26 日
(最終改正日：令和 3 年 5 月 31 日)

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 食品衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

消費者庁及び消費者委員会の発足に伴う食中毒患者等
の発生等に関する情報の報告について（依頼）

平成 21 年 9 月 1 日より消費者庁及び消費者委員会が発足し、消費者被害に関する情報の集約・一元化のため、新たに制定された消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「消安法」という。）に基づき、消費者事故等を内閣総理大臣に通知することとされています。本制度の導入に伴い、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 63 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣に報告する食中毒事案、法第 58 条第 2 項に基づき厚生労働大臣に報告する自主回収事案及び法に違反する食品等に関する情報等の一部が、消安法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく内閣総理大臣への通知の対象となります。

については、都道府県等における本制度への対応を下記のとおり整理いたしましたので、ご了知の上、ご対応方お願いします。（別紙参照）

なお、記の 1 及び 2 の（2）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 法に違反する食品等に関する事案について

法第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 16 条～第 18 条、第 25 条、第 26 条及び第 68 条に違反する食品等に関する事案であって、法第 69 条の規定に基づき、違反者の名称等を公表する事案（法

第 58 条第 2 項、法第 63 条第 3 項及び第 5 項に基づき厚生労働大臣へ報告する事案を除く。)については、消安法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）から内閣総理大臣に通知することとする。

その際、当該事案については、法及び消安法において厚生労働大臣への報告義務はないが、内閣総理大臣に通知するのにあわせて、厚生労働大臣に対しても報告するようお願いする。

2 法における食中毒事案について

(1) 法第 63 条第 3 項及び第 5 項に基づき厚生労働大臣に報告しなければならない食中毒事案については、都道府県知事等は従前通り、厚生労働大臣に対してのみ報告することとなり、消安法第 12 条第 3 項第 1 号ロの規定により、内閣総理大臣への通知義務は負わない。なお、当該事案のうち消安法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき内閣総理大臣への通知が必要となるものについては、厚生労働大臣から通知することとなる。

(2) 法第 63 条第 5 項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告しなければならない事案であって、違反者の名称等を公表する事案については、厚生労働大臣から内閣総理大臣に通知するため、法第 58 条第 5 項の規定に基づく厚生労働大臣への報告前であっても当該事案の公表に際しては、引き続き「大規模食中毒対策等について」（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）別添食中毒調査マニュアルⅧに基づき、速やかに厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室へ連絡すること。

3 食品衛生法第 58 条における自主回収報告について

法第 58 条第 2 項に基づき厚生労働大臣に報告しなければならない自主回収報告については、消安法第 12 条第 3 項第 1 号ロの規定により、内閣総理大臣への通知義務は負わない。なお、当該事案のうち消安法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき内閣総理大臣への通知が必要となるものについては、厚生労働大臣から通知することとなる。

(別紙)

○ 消費者庁及び消費者委員会設置後における都道府県等からの報告先

	報告事案	報告先	根拠条項等
1	法第6条、第7条、第9条、第10条、第12条、第13条、第16条～第18条、第25条、第26条及び第68条に違反する食品等に関する事案であって、法第69条の規定に基づき、違反者の名称等を公表する事案（2、3及び4除く）	内閣総理大臣 (厚生労働大臣)	消安法第12条第2項 なお、当該事案は法及び消安法において、厚生労働大臣に対し、報告する義務はないが、別途、消安法第12条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣に通知するのにあわせて、厚生労働大臣に対しても報告されたい。
2	法第63条第3項の規定に基づき、直ちに厚生労働大臣に報告しなければならない事案	厚生労働大臣	法第63条第3項
3	法第63条第5項の規定に基づき、直ちに厚生労働大臣に報告しなければならない事案	厚生労働大臣	法第63条第5項
4	法第58条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告しなければならない事案	厚生労働大臣	法第58条第2項

(注1) 自主回収報告制度の創設に伴い4を追加。

(注2) 国内に流通する食品等のうち、検疫所におけるモニタリング検査等において、法に違反する食品等を発見した事案については、消安法第12条第2項及び第3項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣から内閣総理大臣に対し、当該情報を通知することとする。

(注3) 法第63条第3項の規定に基づき食中毒患者等を報告する事案については、厚生労働大臣から内閣総理大臣に通知することとする。

(注4) 法第63条第5項の規定に基づき食中毒患者等を報告する事案であって、違反者の名称等を公表する事案については、厚生労働大臣から内閣総理大臣に通知することとする。そのため、法第63条第5項の規定に基づく厚生労働大臣への報告前であっても当該事案の公表に際しては、引き続き速やかに厚生労働省医薬食品局食

品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室へ連絡すること。

【参照条文】

○ 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）（抄）

第 12 条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 次のイからニまでに掲げる者であつて、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

イ （略）

ロ 都道府県知事 行政機関の長

ハ～ニ （略）

二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）

三 （略）

○ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抄）

第 58 条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するとき（次条第 1 項又は第 2 項の規定による命令を受けて回収するとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。）は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅延なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならない。

一 第 6 条、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条

第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
二 第9条第1項又は第17条第1項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合

② 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、当該届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告しなければならない。

第63条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

2 （略）

3 都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であつて、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 （略）

5 都道府県知事等は、前項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。